

家畜診療現場の状況と 診療点数表改定の関係について

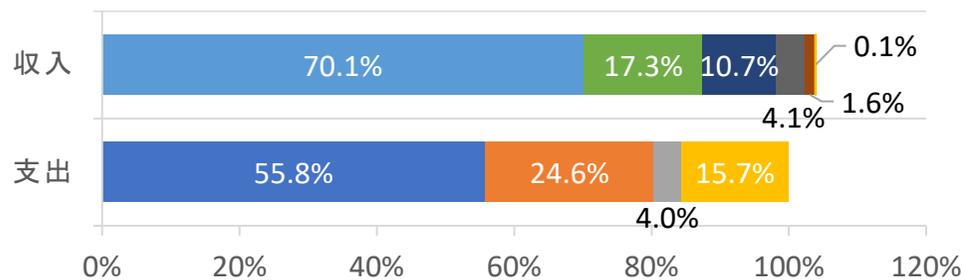
令和4年12月1日
経営局保険監理官

家畜診療現場の状況（家畜診療所収支比較）

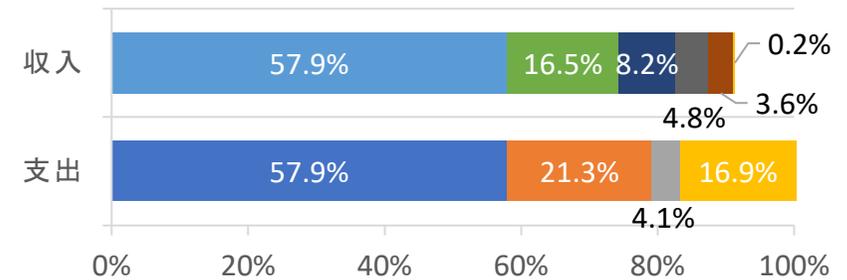
○ 家畜診療所の収支状況については、赤字の地域において、獣医職員1人当たりの診療件数及び収入が少なく、往診距離が長い傾向が認められる。

項目	黒字23地域	赤字19地域
年間病傷事故診療件数 (獣医職員1人当たり)	907件	560件
診療収入 (獣医職員1人当たり)	1,682万円	1,276万円
往診距離 (病傷事故1件当たり)	14.5km	26.0km

○ 黒字地域計【収入】120.4億円【支出】115.8億円



○ 赤字地域計【収入】37.6億円【支出】41.3億円



(注：北海道を除く)
(出典：令和2年度農林水産省調べ)

家畜の遠隔診療の推進

- 【課題】 ○ 離島、豪雪等の地理的要因や深夜対応など、獣医師の**頻繁な診療が困難**な場合が存在。
○ 畜産農家の減少や点在化等により**診療効率が低下**（獣医師の勤務時間の約3割が移動時間）。
- 【対応】 ○ 遠隔診療を積極的に活用し、農家の診療機会を確保。
○ 診療施設においては、**診療コスト低減、診療回数増加、労務負担軽減**等を推進。

種別「遠隔診」の新規設定

- ・ 家畜の飼養場所に立ち入ることなく情報通信機器を通じてリアルタイムにりん告、家畜画像等を確認。
- ・ 遠隔から種別の「初診」、「再診」又は「薬治」を行った場合に適用。



遠隔診療

<初診+薬治>

<再診>



遠隔診療の流れ

- 1 **農家の事前研修**
 - ・ 診断に必要な飼養衛生管理記録（異動歴、体温等）
 - ・ 映像の撮り方、ポータブルエコー利用方法等
 - ・ 処置、薬剤入手、投薬等の方法
- 2 農家が病傷事故の発生を獣医師に報告
りん告（症状、経過等）の報告とともに、**家畜の様子画像、検査画像**等をスマホで獣医師に送付
- 3 獣医師が診断及び処置等の指示
 - ・ 2の情報から**病傷名を特定**
 - ・ 必要な**処置、投薬等を指示**
⇒ 獣医師の処置が必要な場合は往診に切り替えて対応



事例動画：

離島の農場と獣医師
を結ぶ遠隔診療

～西表島・石垣島・沖縄本島～
<https://www.youtube.com/watch?v=TqTmrKl9G9o>



獣医師と牧場の距離
を克服

～くろべ牧場まきばの風 遠隔診療～
<https://www.youtube.com/watch?v=XtyR1NHfdU>

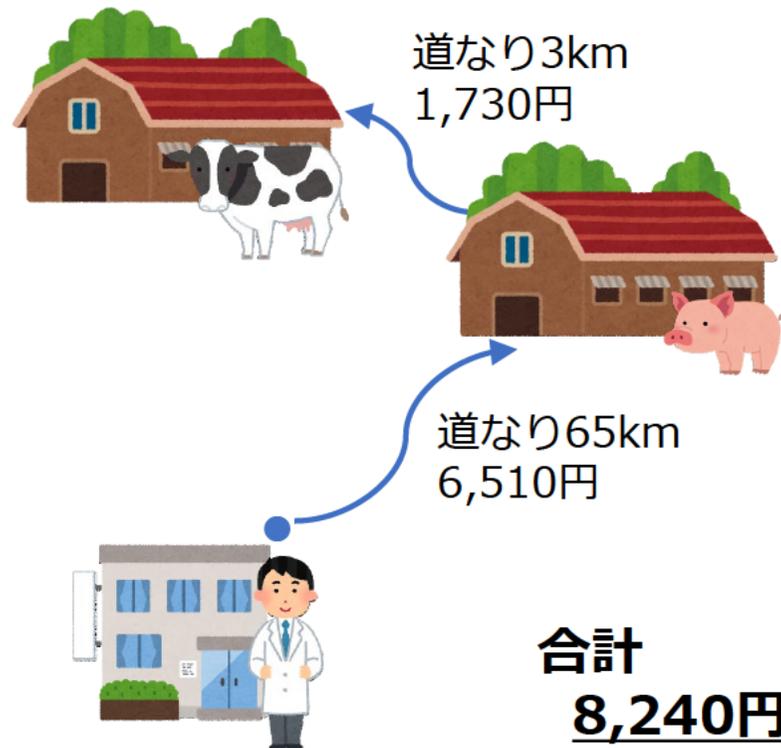


種別「往診」の見直し概要

- 獣医師の半日又は1日の往診範囲を踏まえて往診点数の区分を3段階にするとともに、往診距離の起点を直前滞在施設から診療施設に変更し、巡回順による農家間の不公平を解消。
- また、夜間、深夜又は悪天候時の往診点数について、従来約2倍に見直し。
- この結果、獣医師は多くのケースで移動負担に見合った診療報酬を確保。

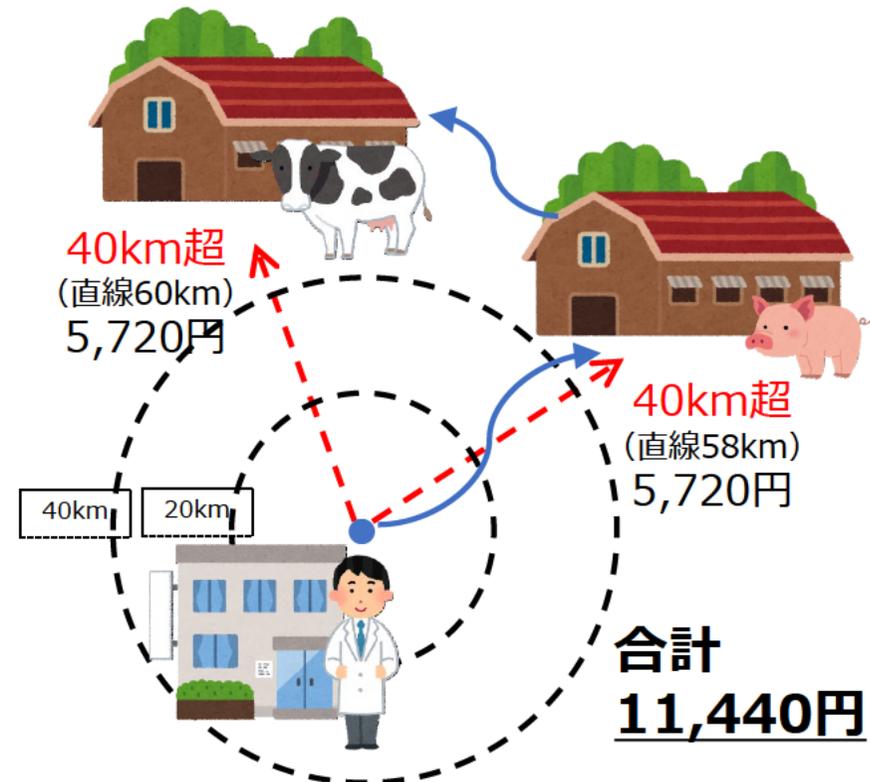
見直し前（例）

〔 料金設定：4km毎に増額
往診起点：直前の農家又は診療施設 〕



見直し後（例）

〔 料金設定：20km以下,20-40km,40km超の3段階
往診起点：診療施設 〕



(参考) 家畜診療所の設置数

- 令和3年4月1日時点の家畜診療所の設置数（職員が常駐している施設のみを計上）は、全国（※）で**217か所**（前年に比べ4か所減少）

※栃木県、東京都、大阪府及び和歌山県を除いて設置。最も多いのは北海道の70か所。

設置主体別にみた家畜診療所の設置数（各年4月1日時点）

	設置数（か所）		増減
	令和2年	令和3年	
総数	221	217	▲4
うち組合営	215	215	
うち市町村営	1	0	
うち連合会営	5	2	

参考 農業共済団体等数の推移（単位：組織数）

	令和2年4月	令和3年4月
組合	64	54
市町村	3	2
都道府県連合会	7	2

（出典／令和3年度農林水産省調べ）

(参考) 家畜診療所の病傷事故診療実績

・令和2年度の病傷事故診療件数約243万件中、家畜診療所が行った件数は約**144万件**

※各都道府県の診療シェアは**59.3%**（最高値は香川県の100.0%、最低値は栃木県、東京都、大阪府及び和歌山県の0.0%）。

所属別にみた病傷事故の診療を行った獣医師数及び病傷事故件数

	病傷事故件数 (件)	獣医師1人当たり 病傷事故件数 (件/人)	診療シェア (%)
家畜診療所	1,440,514	812	59.3
個人診療施設	851,674	659	35.1
他団体	68,120	344	2.8
会社	45,901	656	1.9
家畜保健衛生所	3,789	95	0.2
その他(大学病院等)	17,283	199	0.7

(注) 診療シェア = 病傷事故件数 × 100 / 病傷事故件数の総数

参考 令和2年度における病傷共済金支払件数・病傷共済加入率（農家数ベース）

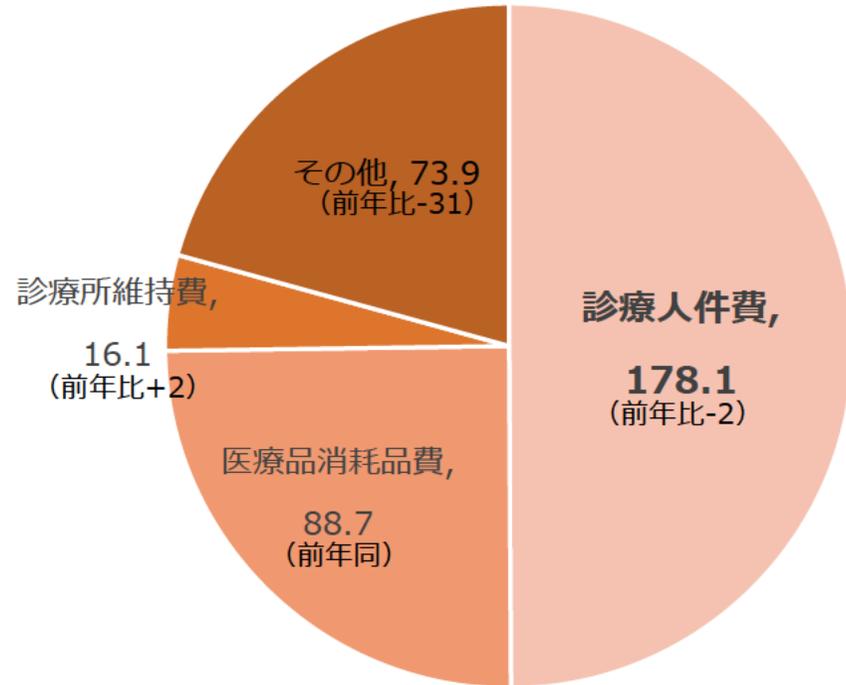
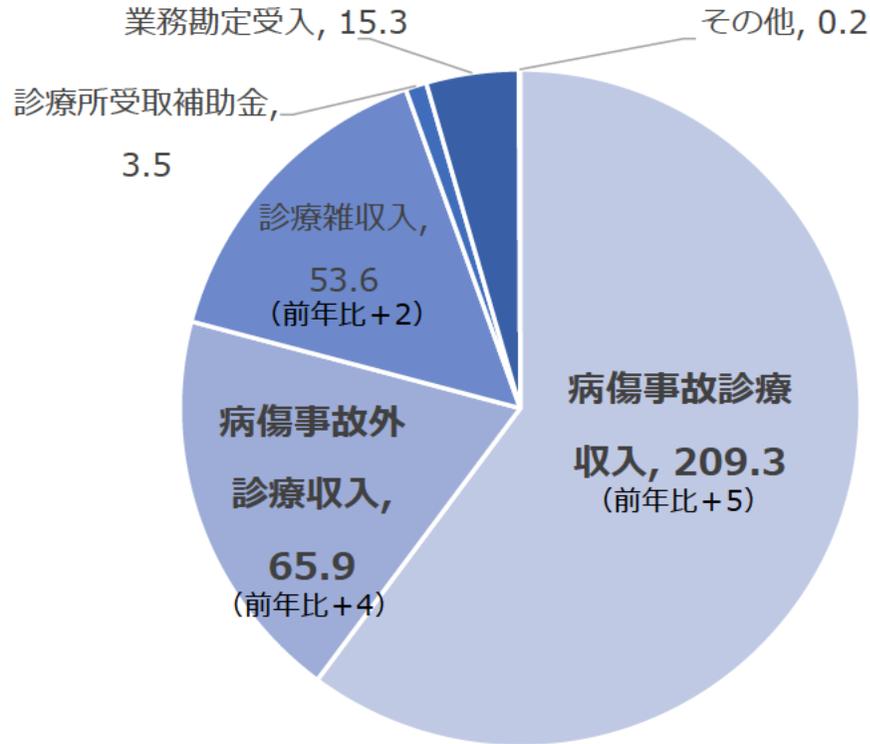
単位：件、%

乳用牛		肉用牛		馬		種豚	
件数	加入率	件数	加入率	件数	加入率	件数	加入率
1,172,901	90.5	1,167,361	89.7	12,794	75.7	6,043	9.3

(参考) 家畜診療所の収支状況

【収入】 347.9億円
(前年比11.2億円増加)

【支出】 356.8億円
(前年比31.2億円減少)



(注) 病傷事故診療収入：加入家畜の共済事故による診療収入
 病傷事故外診療収入：非加入家畜の診療収入、加入家畜の共済事故外の診療収入
 診療雑収入：人工授精、予防注射等による収入
 診療所受取補助金：地方自治体、畜産団体からの補助金
 業務勘定受入：損害防止・損害認定等を実施するための費用

(注) 診療人件費：家畜診療所職員に対する人件費
 (給料諸手当、法定福利費、厚生福利費、退職給付引当金繰入)
 診療所維持費：公課費、事務費、修理費、光熱水費、貸借料、保険料
 その他：業務勘定繰入(建設・修繕引当金)、嘱託獣医費、嘱託診療費、往診費、委託費、旅費

(参考) 家畜の遠隔診療の関係通知

- 家畜において遠隔診療を積極的に活用できるよう、①初診から実施可能な旨（令和3年12月）や、②動物用医薬品の取扱（令和4年8月）を通知で改めて明確化。

家畜における遠隔診療の積極的な活用について（令和3年12月15日付 消費・安全局長通知）

畜産業は、我が国農業の基幹的部門へと成長を遂げてきており、飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、家畜の伝染性疾患の予防や食品の安全、農家の収益性向上につながる獣医療の提供が求められている。

これまで、家畜の遠隔診療については、迅速かつ確かな診療を実現するために、飼育者から病状の聴取等をもって行う診察が行われてきたところであるが、産業動物獣医師の偏在や情報通信機器の高度化、普及等も踏まえ、遠隔診療の適時・適切な活用を推進することが重要となっている。

このため、今般、遠隔診療を積極的に活用するための留意事項等を下記のとおり取りまとめたので、畜産農家及び獣医師等の関係者へ周知徹底の上、遠隔診療による家畜における迅速かつ確かな飼養衛生管理の促進に努められたい。

記

1 家畜の遠隔診療の積極的な活用における留意事項

(1) 畜産農家では、飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の定期的な指導を受けていることに鑑み、**群の一部に対面での診療が行われていない家畜が含まれている場合であっても初診から遠隔診療（要指示医薬品の処方を含む。）が可能**であること。

(2) ただし、家畜伝染病等が疑われる場合、正確な診断のため触診を要する場合、畜産農家の情報通信機器の扱いが不慣れであり、正確な情報が得られない場合等、遠隔診療による対応が困難又は不適切と考えられる場合は、対面での診察への切り替えや、管内の家畜保健衛生所等への連絡を行うこと。

2 その他の留意事項

(1) より適切かつ安全に遠隔診療を実施するため、**遠隔診療を行う獣医師は、送付された検体の検査、より高度で情報量の多い情報通信技術の活用等により診療に必要な情報を入手**すること。

(2) 家畜への過剰投薬の防止等の観点から、地域の家畜保健衛生所の家畜防疫員及び飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師等の関係者間で診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を共有し、連携して慎重使用の推進を図ること。

家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る家畜の動物用医薬品の取扱について（令和4年8月16日付 畜水産安全管理課長通知）

家畜の遠隔診療については「家畜における遠隔診療の積極的な活用について（3消安第4800号令和3年12月15日付け農林水産省消費・安全局長通知）」において、積極的に活用するための留意事項を示したところです。このことを踏まえ、今般、獣医師の診断に基づく指示等の家畜の動物用医薬品の取扱について、下記のとおり改めて整理したので関係者に周知願います。

記

1 家畜の動物用医薬品の使用については、獣医師法（昭和24年法律第186号）第18条の

(1) 獣医師の診察により、獣医師自らが家畜に使用する

(2) 獣医師の診察により、当該獣医師が調剤等した動物用医薬品を、家畜の所有者が自己の所有する家畜に使用する

(3) 獣医師の診察に基づく指示により、家畜の所有者が、動物用医薬品販売店から動物用医薬品を購入・郵送し、自己の所有する家畜に使用する

といった形態が一般的である。また、獣医師法（平成4年法律第46号）第5条に基づき診療施設を管理する獣医師が、**離島等に具備した当該診療施設の複数の貯蔵設備を管理し、遠隔診療の後、当該貯蔵設備から動物用医薬品を指示・処方する事例がある。**

2 また、①家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に基づく飼養衛生管理基準に定める農場ごとの担当獣医師である等といった理由から定期的な指導を行っている場合や、②過去の群内の事故発生率や繁殖成績等を獣医師が正確に把握できている場合などにおいて、**当該獣医師は、当該農場での家畜の診療に必要な動物用医薬品の量と期間が予見できる場合がある。**

当該獣医師は、動物用医薬品の適正な使用に必要な事項について注意及び指導を行った上で、家畜の所有者に対して予め動物用医薬品を指示・処方することがある。この場合においても、消費者からの国産畜産物への信頼確保の観点から、家畜の所有者は、症状の経過等に応じて、動物用医薬品を使用する際には、改めて獣医師の診断を求めるといった動物用医薬品の慎重使用に努めている。

3 なお、家畜の所有者は国産畜産物への信頼確保のみならず、農場経営の実態把握のためにも生産資材のひとつである動物用医薬品の在庫管理を当然に行っているが、先述の飼養衛生管理基準においても記録の作成及び保管として「投薬その他の措置の状況」が対象となっている。

また、獣医師は予め診断等した場合と、改めて診断を行った場合の両方について診療簿へ記載している。これらによって動物用医薬品の使用履歴等の明確化も可能となっている。